

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 27 年度第 7 号
通 算 第 546 号
平成 28 年 1 月 8 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 27 年度給与改定及び給与制度の総合的見直しについて

12 月 22 日午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで、中央公民館小ホールにおいて、平成 27 年度給与改定及び給与制度の総合的見直し等に関する交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

平成 27 年度の給与改定について提案するとともに、平成 27 年 11 月 4 日に提案した給与制度の総合的見直し等について修正メモを提示し、協議を行った。

組合への提案

- (提案メモ) 平成 27 年度の給与改定について
- (修正メモ) 給与制度の総合的見直し等について

[別紙 1](#)

[別紙 2](#)

具体的な交渉内容

1 平成 27 年度の給与改定について

協議の要旨

平成 27 年度の給与改定として、給料表等の改定内容を示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
今回の提案は今年度の人事院勧告の内容を踏まえたものということでよいか。	そのとおりである。
平成 27 年 12 月期の勤勉手当について 0.1 月分の引上げということであるが、来年度は 6 月期と 12 月期のそれぞれで 0.05 月分を引き上げるといふことか。	来年度、そのような回答をしていくことになると思う。
定年前職員の勤勉手当については 0.1 月分を引き上げておきながら、再任用職員については 0.05 月分しか引き上げないのはなぜか。	国の閣議決定において今年度の人事院勧告を準拠していきとされたことから、その内容に準拠して 0.05 月分の引上げとしたものである。

再任用職員についても、来年度は6月期と12月期のそれぞれで0.025月分の引上げを行うのか。	その予定である。
給与改定の適用日は平成27年4月1日ということであるが、勤勉手当も含めて差額支給はされるのか。	平成27年4月1日への遡及適用とするため、それに伴って発生する差額についても追給していく予定である。 なお、条例改正後の支給となるため、実際の支給日は3月となる見込みである。

課題解決への方向性

組合は本日の提案を受けて、一定の判断を行うこととした。

2 給与制度の総合的見直し等について

協議の要旨

平成27年度の給与改定提案に伴い給与制度の総合的見直し等に係る給料表等の必要な修正を行うとともに、これまでの交渉経過を踏まえ、平成28年4月1日以降の給料月額が平成28年3月31日時点で受けていた給料の月額（現行の平均3%給料削減措置後の額）に達しない職員に対して、新たに経過措置を設ける内容の提案を行い、具体的な協議を行った。

組合の主張	当局の回答
今回の修正提案で経過措置が設けられたことについては、組合として評価する。 なお、確認であるが、諸手当についても経過措置後の給料の月額を基礎に算定していくということではどうか。	そのとおりである。
今回、修正されていない点については、前回の提案メモのとおり実施していくということではどうか。	そのとおりである。
技能労務職員への対応はどうするのか。市職労とは切り離して考えているのか。	給料表の見直し内容については、別途現業評議会と協議中であり、諾否についても切り分けて考えている。

課題解決への方向性

組合は本日の修正提案を受けて、一定の判断を行うこととした。

3 その他

組合の主張	当局の回答
<p>コンビニ交付等市民窓口改善事業について</p> <p>1月4日から土曜開庁をしていくということであるが、それに対応していくための職員の勤務シフトが未だに知らされていないのはどういうことか。</p>	<p>1月の勤務シフトについては、既に案は作成できているが、決裁の関係で正式な周知が遅れているとのことであった。職員のことを考えれば、もう少し早く示すことが望ましいが、時間的な制約もある中、原局としてもできる限りの対応の結果であると聞いている。</p>
<p>土曜開庁により正規の勤務時間が週 40 時間を超えることになれば、変形労働時間制職場ということになる。</p>	<p>正規の勤務時間が週 40 時間を超えることはないと聞いている。</p>
<p>今回の委託に際して、委託業者が 10 年以上の経験を有する者を窓口配置していくことにより、毎年 4 月の繁忙期における人事異動に伴う混乱の解消を図る等の効果を見出ししていくとのことであったが、現状を見ている限りそれだけの経験を有する者が来ているようには到底思えない。委託契約上、一定の知識・経験を求めているはずであり、これを欠くのであれば委託契約上の不履行として委託業者を指導していくべきではないのか。</p>	<p>個別の経験年数まで把握しているわけではないが、一定の経験を有する者により円滑に業務が進められていくものと認識している。</p> <p>なお、契約上、10 年以上の経験者といった限定を行っているわけではない。</p>
<p>委託契約上、疑義伺いが可能となっているようであるが、これを繰り返し利用することは事実上の偽装請負に当たりかねないと思うが、どうか。</p>	<p>疑義伺いについては詳細を把握していないので、その点について原局に確認しておくが、契約上、偽装請負に該当するような取決めは行っていないものと認識している。</p>
<p>前回の交渉後、原局から委託契約書が開示されたが、そこでは委託期間の平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月のうち 10 月から 12 月については委託料が 0 円となっていた。委託料が 0 円とはいえ委託期間である以上、研修と称して直接指示をしているのは、偽装請負に他ならないのではないか。</p>	<p>現在、実際に委託業者の職員が現場に出ているが、これは委託後の業務を円滑に進めるにあたっての引き継ぎのための必要期間であると認識している。</p>

<p>1月4日から委託を開始していくということであるが、現場からは今の体制では円滑に業務を進めることはできないという声があがっている。それにもかかわらず委託を開始すると、現場が混乱している様子を見るに見かねて職員が委託業者を助けるということも予想されるが、そうすると偽装請負となってしまう。この点について当局はどう考えているのか。</p>	<p>偽装請負など法的な問題が発生しないよう、現在準備を進めている最中であり、実際の委託開始後も市民サービスに支障が出ることのないようやっていきたいと考えている。</p>
<p>現状を見かねてやむを得ず委託業者を助けた結果として偽装請負となってしまった場合に、当該職員が処分されることになるのは、組合として到底許容できるものではない。以前の交渉においても、偽装請負とならないよう当局として責任をもって対応していくとされていたところであるが、責任の所在を明らかにして対応して欲しい。</p>	<p>繰り返しになるが、偽装請負など法的な問題が発生しないよう適切に対応していきたいと考えている。</p>
<p>組合としても委託そのものに反対しているわけではないが、現状を見ている限り委託後の業務を円滑に進めていくことができるようには思えない。委託時期を遅らせるべきではないか。</p>	<p>原局からは1月からの委託実施に向けての準備を進めているところであるとの連絡を受けており、引き続き最大限努力していると認識している。</p>
<p>交通局からの転籍について 交通局からの転籍の件について、交通局内での協議はどうなっているのか。結局、何人受け入れることになるのか。</p>	<p>交通局内で、既に4回目の面談まで実施しているとのことであるが、各職員の来年度の処遇については未だ確定していないとの報告を受けており、受入れ人数についても現在定数査定等の作業中であり確定的なことは言えない。</p>
<p>市長事務部局において過配による対応をしないというのであれば、全員が転籍することは不可能である。全員、民営化後に事業を引き継ぐ会社へ移籍してもらえばよいのではないか。</p>	<p>今後の行き先を安易に決定することのないよう、現在、交通局において本人の希望や能力を見てしっかりと判断しているところである。</p>
<p>今後の行き先によっては、職員自ら今後の就労先を見つけなければならないこともある。もう少し早く結論を示すことはできないのか。</p>	<p>職員の今後に大きく関わる重要な事柄であるため、交通局においてできる限り丁寧な対応に努めているところである。</p>
<p>交通局の民営化と同じ時期に公営事業所が公営企業化するが、公営事業所の定数を増やして受け入れる考えはないのか。</p>	<p>公営企業か否かにかかわらず、必要な組織体制に合わせて必要な人員を配置していくべきものであり、そのような考えはない。</p>

課題解決への方向性

市民課窓口委託について、交渉後、改めて原局で協議・検討した結果、平成28年1月1日から平成28年1月31日までを委託の試行期間とすることとし、平成27年12月25日の支部との合同

窓口にてその旨を組合へ伝えた。組合は、委託実施に向けて万全を期すとの当局判断に理解を示すとともに、その間の職員の勤務体制を含め早急に対応するよう要求した。

以 上
(給与課)

【追記（交通局からの転籍に関する組合主張について）】

H28.1.14 に市職労より窓口を通じて、交通局からの転籍にかかる組合の主張（４ページ）についての申入れがなされた。

（申入れの内容）

『全員、民営化後に事業を引き継ぐ会社へ移籍してもらえればよいのではないか』との組合主張について

組合としては、これまでも分限免職はあってはならないとの前提のもと、本人処遇希望を尊重する中で適切な対応を求めており、本論点に記載の発言内容は組合総意の主張としては捉えないでほしい。

『今後の行き先によっては、職員自ら今後の就労先を見つけなければならないこともある』との組合主張について

発言の趣旨は「本人希望の尊重を前提としつつ、場合によっては本人がその後の進路変更を余儀なくされることも考えられるため、もっと時間的に余裕を持った対応をするべきである」というものである。

当局としては、これら組合の申入れに対して、については、組合総意ではないと捉えることを伝えるとともに、についても、組合主張の趣旨を改めて確認したことを伝えた。

平成 27 年度の給与改定について（メモ）

H27.12.22

平成 27 年度給与改定について、次のとおり実施する

1 給料表の改定

行政職給料表及び任期付職給料表を別紙（H27.4.1 改定）のとおり改定する。

2 生活補給金基準額の改定

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	改定額
30 歳	215,700 円	217,600 円	1,900 円
31 歳	222,500 円	224,100 円	1,600 円
32 歳	229,600 円	231,000 円	1,400 円
33 歳	236,500 円	237,700 円	1,200 円
34 歳	243,500 円	244,600 円	1,100 円
35 歳	250,500 円	251,600 円	1,100 円
36 歳	257,100 円	258,200 円	1,100 円
37 歳	263,800 円	264,900 円	1,100 円
38 歳	270,200 円	271,200 円	1,000 円
39 歳	276,000 円	277,000 円	1,000 円
40 歳以上 55 歳未満	281,200 円	282,200 円	1,000 円

3 勤勉手当の改定

平成 27 年 12 月期の勤勉手当の支給月数について、次のとおり改定する。

(1) 定年前職員

現行	改定後	増減
0.75 月	0.85 月	+0.1 月

(2) 再任用職員

区分	現行	改定後	増減
フルタイム	0.350 月	0.400 月	+0.05 月
短時間勤務 (S28.4.1 以前生まれ)	0.085 月	0.135 月	+0.05 月
短時間勤務 (S28.4.2 以後生まれ)	0.350 月	0.400 月	+0.05 月

4 適用日

平成 27 年 4 月 1 日

5 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 27 年 12 月 28 日（月）までにされたい。

以 上
（給与課）

1級						2級							
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
82	239,300	500	240,500	500	1,200	0.501	82	290,400	600	291,500	600	1,100	0.379
83	239,800	500	241,000	500	1,200	0.500	83	291,000	500	292,100	500	1,100	0.378
84	240,300	500	241,500	500	1,200	0.499	84	291,500	500	292,600	500	1,100	0.377
85	240,800	500	242,000	500	1,200	0.498	85	292,000	300	293,100	300	1,100	0.377
86	241,300	500	242,500	500	1,200	0.497	86	292,300	500	293,400	500	1,100	0.376
87	241,800	300	243,000	300	1,200	0.496	87	292,800	300	293,900	300	1,100	0.376
88	242,100	400	243,300	400	1,200	0.496	88	293,100	500	294,200	500	1,100	0.375
89	242,500	500	243,700	500	1,200	0.495	89	293,600	400	294,700	400	1,100	0.375
90	243,000	500	244,200	500	1,200	0.494	90	294,000	400	295,100	400	1,100	0.374
91	243,500	300	244,700	300	1,200	0.493	91	294,400	500	295,500	500	1,100	0.374
92	243,800	400	245,000	400	1,200	0.492	92	294,900	400	296,000	400	1,100	0.373
93	244,200		245,400		1,200	0.491	93	295,300	500	296,400	500	1,100	0.373
							94	295,800	400	296,900	400	1,100	0.372
							95	296,200	400	297,300	400	1,100	0.371
							96	296,600	300	297,700	300	1,100	0.371
							97	296,900	500	298,000	500	1,100	0.370
							98	297,400	500	298,500	500	1,100	0.370
							99	297,900	500	299,000	500	1,100	0.369
							100	298,400	500	299,500	500	1,100	0.369
							101	298,900	400	300,000	400	1,100	0.368
							102	299,300	500	300,400	500	1,100	0.368
							103	299,800	500	300,900	500	1,100	0.367
							104	300,300	500	301,400	500	1,100	0.366
							105	300,800	500	301,900	500	1,100	0.366
							106	301,300	500	302,400	500	1,100	0.365
							107	301,800	500	302,900	500	1,100	0.364
							108	302,300	400	303,400	400	1,100	0.364
							109	302,700	500	303,800	500	1,100	0.363
							110	303,200	500	304,300	500	1,100	0.363
							111	303,700	500	304,800	500	1,100	0.362
							112	304,200	300	305,300	300	1,100	0.362
							113	304,500	500	305,600	500	1,100	0.361
							114	305,000	400	306,100	400	1,100	0.361
							115	305,400	500	306,500	500	1,100	0.360
							116	305,900	300	307,000	300	1,100	0.360
							117	306,200		307,300		1,100	0.359
再任用	185,800		186,900		1,100	0.592	再任用	213,400		214,500		1,100	0.515

5 級						
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	287,700	2,100	288,900	2,100	1,200	0.417
2	289,800	2,100	291,000	2,100	1,200	0.414
3	291,900	2,100	293,100	2,100	1,200	0.411
4	294,000	2,100	295,200	2,100	1,200	0.408
5	296,100	2,200	297,300	2,200	1,200	0.405
6	298,300	2,200	299,500	2,200	1,200	0.402
7	300,500	2,200	301,700	2,200	1,200	0.399
8	302,700	2,200	303,900	2,200	1,200	0.396
9	304,900	2,300	306,100	2,300	1,200	0.394
10	307,200	2,300	308,400	2,300	1,200	0.391
11	309,500	2,300	310,700	2,300	1,200	0.388
12	311,800	2,300	313,000	2,300	1,200	0.385
13	314,100	2,300	315,300	2,300	1,200	0.382
14	316,400	2,300	317,600	2,300	1,200	0.379
15	318,700	2,300	319,900	2,300	1,200	0.377
16	321,000	2,300	322,200	2,300	1,200	0.374
17	323,300	2,300	324,500	2,300	1,200	0.371
18	325,600	2,300	326,800	2,300	1,200	0.369
19	327,900	2,300	329,100	2,300	1,200	0.366
20	330,200	2,200	331,400	2,200	1,200	0.363
21	332,400	2,200	333,600	2,200	1,200	0.361
22	334,600	2,300	335,800	2,300	1,200	0.359
23	336,900	2,300	338,100	2,300	1,200	0.356
24	339,200	2,300	340,400	2,300	1,200	0.354
25	341,500	2,300	342,700	2,300	1,200	0.351
26	343,800	2,300	345,000	2,300	1,200	0.349
27	346,100	2,300	347,300	2,300	1,200	0.347
28	348,400	2,300	349,600	2,300	1,200	0.344
29	350,700	2,200	351,900	2,200	1,200	0.342
30	352,900	2,300	354,100	2,300	1,200	0.340
31	355,200	2,100	356,400	2,000	1,200	0.338
32	357,300	2,300	358,400	2,300	1,100	0.308
33	359,600	2,100	360,700	2,100	1,100	0.306
34	361,700	2,200	362,800	2,200	1,100	0.304
35	363,900	2,100	365,000	2,100	1,100	0.302
36	366,000	2,200	367,100	2,200	1,100	0.301
37	368,200	2,100	369,300	2,100	1,100	0.299
38	370,300	2,200	371,400	2,200	1,100	0.297
39	372,500	2,200	373,600	2,200	1,100	0.295
40	374,700	2,200	375,800	2,200	1,100	0.294
41	376,900	2,100	378,000	2,100	1,100	0.292
42	379,000	2,100	380,100	2,100	1,100	0.290
43	381,100	1,900	382,200	1,900	1,100	0.289
44	383,000	1,800	384,100	1,800	1,100	0.287
45	384,800	1,700	385,900	1,700	1,100	0.286
46	386,500	1,700	387,600	1,700	1,100	0.285
47	388,200	1,700	389,300	1,700	1,100	0.283
48	389,900	1,600	391,000	1,600	1,100	0.282
49	391,500	1,500	392,600	1,500	1,100	0.281
50	393,000	1,600	394,100	1,600	1,100	0.280
51	394,600	1,600	395,700	1,600	1,100	0.279
52	396,200	1,600	397,300	1,600	1,100	0.278
53	397,800	1,400	398,900	1,400	1,100	0.277
54	399,200	1,400	400,300	1,400	1,100	0.276
55	400,600	1,400	401,700	1,400	1,100	0.275
56	402,000	1,400	403,100	1,400	1,100	0.274
57	403,400	1,100	404,500	1,100	1,100	0.273
58	404,500	1,100	405,600	1,100	1,100	0.272
59	405,600	1,000	406,700	1,000	1,100	0.271
60	406,600	900	407,700	900	1,100	0.271
61	407,500	800	408,600	800	1,100	0.270
62	408,300	900	409,400	900	1,100	0.269
63	409,200	700	410,300	700	1,100	0.269
64	409,900	800	411,000	800	1,100	0.268
65	410,700	700	411,800	700	1,100	0.268
66	411,400	800	412,500	800	1,100	0.267
67	412,200	800	413,300	800	1,100	0.267
68	413,000	700	414,100	700	1,100	0.266
69	413,700	800	414,800	800	1,100	0.266
70	414,500	700	415,600	700	1,100	0.265
71	415,200	600	416,300	600	1,100	0.265
72	415,800	600	416,900	600	1,100	0.265
73	416,400	700	417,500	700	1,100	0.264
74	417,100	800	418,200	800	1,100	0.264
75	417,900	700	419,000	700	1,100	0.263
76	418,600	700	419,700	700	1,100	0.263
77	419,300	800	420,400	800	1,100	0.262
78	420,100	800	421,200	800	1,100	0.262
79	420,900	600	422,000	600	1,100	0.261
80	421,500	600	422,600	600	1,100	0.261
81	422,100	800	423,200	800	1,100	0.261

5 級						
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	422,900	800	424,000	800	1,100	0.260
83	423,700	800	424,800	800	1,100	0.260
84	424,500	800	425,600	800	1,100	0.259
85	425,300	800	426,400	800	1,100	0.259
86	426,100	800	427,200	800	1,100	0.258
87	426,900	800	428,000	800	1,100	0.258
88	427,700	700	428,800	700	1,100	0.257
89	428,400	800	429,500	800	1,100	0.257
90	429,200	700	430,300	700	1,100	0.256
91	429,900	800	431,000	800	1,100	0.256
92	430,700	800	431,800	800	1,100	0.255
93	431,500	800	432,600	800	1,100	0.255
94	432,300	800	433,400	800	1,100	0.254
95	433,100	800	434,200	800	1,100	0.254
96	433,900	800	435,000	800	1,100	0.254
97	434,700	800	435,800	800	1,100	0.253
98	435,500	800	436,600	800	1,100	0.253
99	436,300	800	437,400	800	1,100	0.252
100	437,100	800	438,200	800	1,100	0.252
101	437,900	800	439,000	800	1,100	0.251
102	438,700	800	439,800	800	1,100	0.251
103	439,500	800	440,600	800	1,100	0.250
104	440,300	800	441,400	800	1,100	0.250
105	441,100	800	442,200	800	1,100	0.249
106	441,900	800	443,000	800	1,100	0.249
107	442,700	800	443,800	800	1,100	0.248
108	443,500	800	444,600	800	1,100	0.248
109	444,300	800	445,400	800	1,100	0.248
110	445,100	800	446,200	800	1,100	0.247
111	445,900	800	447,000	800	1,100	0.247
112	446,700	800	447,800	800	1,100	0.246
113	447,500	800	448,600	800	1,100	0.246
114	448,300	800	449,400	800	1,100	0.245
115	449,100	800	450,200	800	1,100	0.245
116	449,900	800	451,000	800	1,100	0.244
117	450,700		451,800		1,100	0.244
再任用	319,100		320,200		1,100	0.345

S28.4.1 以前生まれの再任用職員 5 級 : 313,500 円 314,600 円 (1,100 円)

< 任期付職給料表 >

現行	改定後	改定額	改定率
196,400 円	198,900 円	2,500 円	1.27%

給与制度の総合的見直し等について（メモ）

H27.12.22

平成 27 年 11 月 4 日付け「給与制度の総合的見直し等について（メモ）」について、「1 給与制度の総合的見直し」中「(1) 給料表の改定」及び「(2) 生活補給金基準額の改定」並びに「5 諾否期限」を次のとおり修正する。

1 給与制度の総合的見直し

(1) 給料表の改定

行政職給料表を別紙（H28.4.1 改定）のとおり改定する。

なお、給料表の改定により、平成 28 年 4 月 1 日以降の給料月額が平成 28 年 3 月 31 日時点で受けていた給料の月額に達しない職員（減給処分等による場合を除く）については、平成 30 年 3 月 31 日までの間、その差額に相当する額を支給する。また、その間の地域手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当の算定にあたっては、当該差額相当額を含めた給料の月額を基礎とする。

(2) 生活補給金基準額の改定

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	改定前	改定後	改定額
30 歳	217,600 円	215,600 円	2,000 円
31 歳	224,100 円	221,300 円	2,800 円
32 歳	231,000 円	227,200 円	3,800 円
33 歳	237,700 円	233,300 円	4,400 円
34 歳	244,600 円	239,900 円	4,700 円
35 歳	251,600 円	246,800 円	4,800 円
36 歳	258,200 円	253,300 円	4,900 円
37 歳	264,900 円	259,900 円	5,000 円
38 歳	271,200 円	266,100 円	5,100 円
39 歳	277,000 円	271,700 円	5,300 円
40 歳以上 55 歳未満	282,200 円	276,800 円	5,400 円

5 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 27 年 12 月 28 日（月）までにされたい。

以上
（給与課）

1 級						2 級							
号給	改定前		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	号給	改定前		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	240,500	500	240,500	500	0	0.000	82	291,500	600	285,800	600	-5,700	-1.955
83	241,000	500	241,000	500	0	0.000	83	292,100	500	286,400	500	-5,700	-1.951
84	241,500	500	241,500	500	0	0.000	84	292,600	500	286,900	500	-5,700	-1.948
85	242,000	500	242,000	500	0	0.000	85	293,100	300	287,400	300	-5,700	-1.945
86	242,500	500	242,500	500	0	0.000	86	293,400	500	287,700	500	-5,700	-1.943
87	243,000	300	243,000	300	0	0.000	87	293,900	300	288,200	300	-5,700	-1.939
88	243,300	400	243,300	400	0	0.000	88	294,200	500	288,500	500	-5,700	-1.937
89	243,700	500	243,700	500	0	0.000	89	294,700	400	289,000	300	-5,700	-1.934
90	244,200	500	244,200	500	0	0.000	90	295,100	400	289,300	400	-5,800	-1.965
91	244,700	300	244,700	300	0	0.000	91	295,500	500	289,700	500	-5,800	-1.963
92	245,000	400	245,000	400	0	0.000	92	296,000	400	290,200	400	-5,800	-1.959
93	245,400		245,400		0	0.000	93	296,400	500	290,600	500	-5,800	-1.957
							94	296,900	400	291,100	400	-5,800	-1.954
							95	297,300	400	291,500	400	-5,800	-1.951
							96	297,700	300	291,900	300	-5,800	-1.948
							97	298,000	500	292,200	500	-5,800	-1.946
							98	298,500	500	292,700	500	-5,800	-1.943
							99	299,000	500	293,200	500	-5,800	-1.940
							100	299,500	500	293,700	500	-5,800	-1.937
							101	300,000	400	294,200	400	-5,800	-1.933
							102	300,400	500	294,600	500	-5,800	-1.931
							103	300,900	500	295,100	500	-5,800	-1.928
							104	301,400	500	295,600	500	-5,800	-1.924
							105	301,900	500	296,100	400	-5,800	-1.921
							106	302,400	500	296,500	500	-5,900	-1.951
							107	302,900	500	297,000	500	-5,900	-1.948
							108	303,400	400	297,500	300	-5,900	-1.945
							109	303,800	500	297,800	500	-6,000	-1.975
							110	304,300	500	298,300	500	-6,000	-1.972
							111	304,800	500	298,800	500	-6,000	-1.969
							112	305,300	300	299,300	300	-6,000	-1.965
							113	305,600	500	299,600	500	-6,000	-1.963
							114	306,100	400	300,100	400	-6,000	-1.960
							115	306,500	500	300,500	500	-6,000	-1.958
							116	307,000	300	301,000	300	-6,000	-1.954
							117	307,300		301,300		-6,000	-1.952
再任用	186,900		186,500		-400	-0.214	再任用	214,500		214,000		-500	-0.233

3級						4級							
号給	改定前		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	号給	改定前		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
82	336,200	500	329,600	500	-6,600	-1.963	82	372,400	1,000	365,300	1,000	-7,100	-1.907
83	336,700	500	330,100	500	-6,600	-1.960	83	373,400	1,000	366,300	900	-7,100	-1.901
84	337,200	500	330,600	500	-6,600	-1.957	84	374,400	1,000	367,200	1,000	-7,200	-1.923
85	337,700	400	331,100	400	-6,600	-1.954	85	375,400	900	368,200	900	-7,200	-1.918
86	338,100	500	331,500	500	-6,600	-1.952	86	376,300	800	369,100	800	-7,200	-1.913
87	338,600	500	332,000	400	-6,600	-1.949	87	377,100	900	369,900	900	-7,200	-1.909
88	339,100	400	332,400	400	-6,700	-1.976	88	378,000	900	370,800	900	-7,200	-1.905
89	339,500	400	332,800	400	-6,700	-1.973	89	378,900	800	371,700	700	-7,200	-1.900
90	339,900	500	333,200	500	-6,700	-1.971	90	379,700	800	372,400	800	-7,300	-1.923
91	340,400	400	333,700	400	-6,700	-1.968	91	380,500	700	373,200	700	-7,300	-1.919
92	340,800	400	334,100	400	-6,700	-1.966	92	381,200	800	373,900	800	-7,300	-1.915
93	341,200	500	334,500	500	-6,700	-1.964	93	382,000	700	374,700	700	-7,300	-1.911
94	341,700	500	335,000	500	-6,700	-1.961	94	382,700	700	375,400	700	-7,300	-1.907
95	342,200	400	335,500	400	-6,700	-1.958	95	383,400	800	376,100	800	-7,300	-1.904
96	342,600	400	335,900	400	-6,700	-1.956	96	384,200	800	376,900	800	-7,300	-1.900
97	343,000	400	336,300	300	-6,700	-1.953	97	385,000	700	377,700	600	-7,300	-1.896
98	343,400	400	336,600	400	-6,800	-1.980	98	385,700	700	378,300	700	-7,400	-1.919
99	343,800	500	337,000	500	-6,800	-1.978	99	386,400	700	379,000	700	-7,400	-1.915
100	344,300	300	337,500	300	-6,800	-1.975	100	387,100	700	379,700	700	-7,400	-1.912
101	344,600	300	337,800	300	-6,800	-1.973	101	387,800	700	380,400	600	-7,400	-1.908
102	344,900	400	338,100	400	-6,800	-1.972	102	388,500	600	381,000	600	-7,500	-1.931
103	345,300	500	338,500	500	-6,800	-1.969	103	389,100	800	381,600	800	-7,500	-1.928
104	345,800	300	339,000	300	-6,800	-1.966	104	389,900	700	382,400	700	-7,500	-1.924
105	346,100	300	339,300	300	-6,800	-1.965	105	390,600	800	383,100	800	-7,500	-1.920
106	346,400	400	339,600	400	-6,800	-1.963	106	391,400	600	383,900	600	-7,500	-1.916
107	346,800	500	340,000	500	-6,800	-1.961	107	392,000	700	384,500	700	-7,500	-1.913
108	347,300	300	340,500	300	-6,800	-1.958	108	392,700	600	385,200	600	-7,500	-1.910
109	347,600	500	340,800	500	-6,800	-1.956	109	393,300	700	385,800	700	-7,500	-1.907
110	348,100	500	341,300	500	-6,800	-1.953	110	394,000	800	386,500	800	-7,500	-1.904
111	348,600	500	341,800	400	-6,800	-1.951	111	394,800	700	387,300	600	-7,500	-1.900
112	349,100	200	342,200	200	-6,900	-1.977	112	395,500	500	387,900	500	-7,600	-1.922
113	349,300	500	342,400	500	-6,900	-1.975	113	396,000	700	388,400	600	-7,600	-1.919
114	349,800	500	342,900	500	-6,900	-1.973	114	396,700	700	389,000	600	-7,700	-1.941
115	350,300	500	343,400	500	-6,900	-1.970	115	397,400	700	389,600	600	-7,800	-1.963
116	350,800	400	343,900	400	-6,900	-1.967	116	398,100	700	390,200	500	-7,900	-1.984
117	351,200	500	344,300	500	-6,900	-1.965	117	398,800	800	390,700	600	-8,100	-2.031
118	351,700	500	344,800	500	-6,900	-1.962	118	399,600	800	391,300	600	-8,300	-2.077
119	352,200	500	345,300	500	-6,900	-1.959	119	400,400	700	391,900	600	-8,500	-2.123
120	352,700	400	345,800	400	-6,900	-1.956	120	401,100	700	392,500	500	-8,600	-2.144
121	353,100	500	346,200	500	-6,900	-1.954	121	401,800	800	393,000	600	-8,800	-2.190
122	353,600	500	346,700	500	-6,900	-1.951	122	402,600	800	393,600	600	-9,000	-2.235
123	354,100	500	347,200	400	-6,900	-1.949	123	403,400	700	394,200	500	-9,200	-2.281
124	354,600	400	347,600	400	-7,000	-1.974	124	404,100	700	394,700	500	-9,400	-2.326
125	355,000	500	348,000	500	-7,000	-1.972	125	404,800	800	395,200	600	-9,600	-2.372
126	355,500	400	348,500	300	-7,000	-1.969	126	405,600	800	395,800	600	-9,800	-2.416
127	355,900	500	348,800	500	-7,100	-1.995	127	406,400	700	396,400	500	-10,000	-2.461
128	356,400	400	349,300	400	-7,100	-1.992	128	407,100	700	396,900	500	-10,200	-2.506
129	356,800	500	349,700	500	-7,100	-1.990	129	407,800	800	397,400	600	-10,400	-2.550
130	357,300	500	350,200	500	-7,100	-1.987	130	408,600	800	398,000	600	-10,600	-2.594
131	357,800	500	350,700	500	-7,100	-1.984	131	409,400	700	398,600	500	-10,800	-2.638
132	358,300	400	351,200	400	-7,100	-1.982	132	410,100	700	399,100	500	-11,000	-2.682
133	358,700	500	351,600	500	-7,100	-1.979	133	410,800	800	399,600	600	-11,200	-2.726
134	359,200	500	352,100	500	-7,100	-1.977	134	411,600	800	400,200	600	-11,400	-2.770
135	359,700	500	352,600	500	-7,100	-1.974	135	412,400	700	400,800	500	-11,600	-2.813
136	360,200	400	353,100	400	-7,100	-1.971	136	413,100	700	401,300	500	-11,800	-2.856
137	360,600	500	353,500	400	-7,100	-1.969	137	413,800	800	401,800	600	-12,000	-2.900
138	361,100	500	353,900	500	-7,200	-1.994	138	414,600	800	402,400	600	-12,200	-2.943
139	361,600	500	354,400	500	-7,200	-1.991	139	415,400	700	403,000	500	-12,400	-2.985
140	362,100	400	354,900	400	-7,200	-1.988	140	416,100	700	403,500	500	-12,600	-3.028
141	362,500	500	355,300	500	-7,200	-1.986	141	416,800	800	404,000	600	-12,800	-3.071
142	363,000	500	355,800	500	-7,200	-1.983	142	417,600	800	404,600	600	-13,000	-3.113
143	363,500	500	356,300	500	-7,200	-1.981	143	418,400	700	405,200	500	-13,200	-3.155
144	364,000	400	356,800	400	-7,200	-1.978	144	419,100	700	405,700	500	-13,400	-3.197
145	364,400		357,200		-7,200	-1.976	145	419,800	800	406,200	600	-13,600	-3.240
							146	420,600	800	406,800	600	-13,800	-3.281
							147	421,400	700	407,400	500	-14,000	-3.322
							148	422,100	700	407,900	500	-14,200	-3.364
							149	422,800	800	408,400	600	-14,400	-3.406
							150	423,600	800	409,000	600	-14,600	-3.447
							151	424,400	700	409,600	500	-14,800	-3.487
							152	425,100	700	410,100	500	-15,000	-3.529
							153	425,800	800	410,600	600	-15,200	-3.570
							154	426,600	800	411,200	600	-15,400	-3.610
							155	427,400	700	411,800	500	-15,600	-3.650
							156	428,100	700	412,300	500	-15,800	-3.691
							157	428,800	800	412,800	600	-16,000	-3.731
							158	429,600	800	413,400	600	-16,200	-3.771
							159	430,400	700	414,000	500	-16,400	-3.810
							160	431,100	700	414,500	500	-16,600	-3.851
							161	431,800		415,000		-16,800	-3.891
再任用	258,700		254,000		-4,700	-1.817	再任用	278,900		273,400		-5,500	-1.972

Ｓ28.4.1 以前生まれの再任用職員 ３級：237,100円 232,800円（ 4,300円）、４級：279,000円 273,500円（ 5,500円）

5級						
号給	改定前		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	288,900	2,100	282,600	2,100	-6,300	-2.181
2	291,000	2,100	284,700	2,100	-6,300	-2.165
3	293,100	2,100	286,800	2,100	-6,300	-2.149
4	295,200	2,100	288,900	2,100	-6,300	-2.134
5	297,300	2,200	291,000	2,200	-6,300	-2.119
6	299,500	2,200	293,200	2,200	-6,300	-2.104
7	301,700	2,200	295,400	2,200	-6,300	-2.088
8	303,900	2,200	297,600	2,200	-6,300	-2.073
9	306,100	2,300	299,800	2,300	-6,300	-2.058
10	308,400	2,300	302,100	2,300	-6,300	-2.043
11	310,700	2,300	304,400	2,300	-6,300	-2.028
12	313,000	2,300	306,700	2,300	-6,300	-2.013
13	315,300	2,300	309,000	2,300	-6,300	-1.998
14	317,600	2,300	311,300	2,200	-6,300	-1.984
15	319,900	2,300	313,500	2,300	-6,400	-2.001
16	322,200	2,300	315,800	2,200	-6,400	-1.986
17	324,500	2,300	318,000	2,300	-6,500	-2.003
18	326,800	2,300	320,300	2,200	-6,500	-1.989
19	329,100	2,300	322,500	2,300	-6,600	-2.005
20	331,400	2,200	324,800	2,200	-6,600	-1.992
21	333,600	2,200	327,000	2,100	-6,600	-1.978
22	335,800	2,300	329,100	2,300	-6,700	-1.995
23	338,100	2,300	331,400	2,200	-6,700	-1.982
24	340,400	2,300	333,600	2,300	-6,800	-1.998
25	342,700	2,300	335,900	2,300	-6,800	-1.984
26	345,000	2,300	338,200	2,200	-6,800	-1.971
27	347,300	2,300	340,400	2,300	-6,900	-1.987
28	349,600	2,300	342,700	2,200	-6,900	-1.974
29	351,900	2,200	344,900	2,200	-7,000	-1.989
30	354,100	2,300	347,100	2,300	-7,000	-1.977
31	356,400	2,000	349,400	1,900	-7,000	-1.964
32	358,400	2,300	351,300	2,300	-7,100	-1.981
33	360,700	2,100	353,600	2,000	-7,100	-1.968
34	362,800	2,200	355,600	2,200	-7,200	-1.985
35	365,000	2,100	357,800	2,100	-7,200	-1.973
36	367,100	2,200	359,900	2,100	-7,200	-1.961
37	369,300	2,100	362,000	2,100	-7,300	-1.977
38	371,400	2,200	364,100	2,100	-7,300	-1.966
39	373,600	2,200	366,200	2,200	-7,400	-1.981
40	375,800	2,200	368,400	2,200	-7,400	-1.969
41	378,000	2,100	370,600	2,000	-7,400	-1.958
42	380,100	2,100	372,600	2,100	-7,500	-1.973
43	382,200	1,900	374,700	1,900	-7,500	-1.962
44	384,100	1,800	376,600	1,700	-7,500	-1.953
45	385,900	1,700	378,300	1,700	-7,600	-1.969
46	387,600	1,700	380,000	1,700	-7,600	-1.961
47	389,300	1,700	381,700	1,600	-7,600	-1.952
48	391,000	1,600	383,300	1,600	-7,700	-1.969
49	392,600	1,500	384,900	1,400	-7,700	-1.961
50	394,100	1,600	386,300	1,600	-7,800	-1.979
51	395,700	1,600	387,900	1,600	-7,800	-1.971
52	397,300	1,600	389,500	1,500	-7,800	-1.963
53	398,900	1,400	391,000	1,400	-7,900	-1.980
54	400,300	1,400	392,400	1,400	-7,900	-1.974
55	401,700	1,400	393,800	1,400	-7,900	-1.967
56	403,100	1,400	395,200	1,300	-7,900	-1.960
57	404,500	1,100	396,500	1,100	-8,000	-1.978
58	405,600	1,100	397,600	1,100	-8,000	-1.972
59	406,700	1,000	398,700	1,000	-8,000	-1.967
60	407,700	900	399,700	900	-8,000	-1.962
61	408,600	800	400,600	800	-8,000	-1.958
62	409,400	900	401,400	800	-8,000	-1.954
63	410,300	700	402,200	600	-8,100	-1.974
64	411,000	800	402,800	700	-8,200	-1.995
65	411,800	700	403,500	600	-8,300	-2.016
66	412,500	800	404,100	600	-8,400	-2.036
67	413,300	800	404,700	600	-8,600	-2.081
68	414,100	700	405,300	600	-8,800	-2.125
69	414,800	800	405,900	600	-8,900	-2.146
70	415,600	700	406,500	600	-9,100	-2.190
71	416,300	600	407,100	600	-9,200	-2.210
72	416,900	600	407,700	600	-9,200	-2.207
73	417,500	700	408,300	600	-9,200	-2.204
74	418,200	800	408,900	600	-9,300	-2.224
75	419,000	700	409,500	600	-9,500	-2.267
76	419,700	700	410,100	500	-9,600	-2.287
77	420,400	800	410,600	600	-9,800	-2.331
78	421,200	800	411,200	600	-10,000	-2.374
79	422,000	600	411,800	600	-10,200	-2.417
80	422,600	600	412,400	500	-10,200	-2.414
81	423,200	800	412,900	600	-10,300	-2.434

5級						
号給	改定前		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	424,000	800	413,500	600	-10,500	-2.476
83	424,800	800	414,100	600	-10,700	-2.519
84	425,600	800	414,700	500	-10,900	-2.561
85	426,400	800	415,200	600	-11,200	-2.627
86	427,200	800	415,800	600	-11,400	-2.669
87	428,000	800	416,400	600	-11,600	-2.710
88	428,800	700	417,000	500	-11,800	-2.752
89	429,500	800	417,500	600	-12,000	-2.794
90	430,300	700	418,100	600	-12,200	-2.835
91	431,000	800	418,700	500	-12,300	-2.854
92	431,800	800	419,200	500	-12,600	-2.918
93	432,600	800	419,700	600	-12,900	-2.982
94	433,400	800	420,300	600	-13,100	-3.023
95	434,200	800	420,900	500	-13,300	-3.063
96	435,000	800	421,400	500	-13,600	-3.126
97	435,800	800	421,900	600	-13,900	-3.190
98	436,600	800	422,500	600	-14,100	-3.230
99	437,400	800	423,100	500	-14,300	-3.269
100	438,200	800	423,600	500	-14,600	-3.332
101	439,000	800	424,100	600	-14,900	-3.394
102	439,800	800	424,700	600	-15,100	-3.433
103	440,600	800	425,300	500	-15,300	-3.473
104	441,400	800	425,800	500	-15,600	-3.534
105	442,200	800	426,300	600	-15,900	-3.596
106	443,000	800	426,900	600	-16,100	-3.634
107	443,800	800	427,500	500	-16,300	-3.673
108	444,600	800	428,000	500	-16,600	-3.734
109	445,400	800	428,500	600	-16,900	-3.794
110	446,200	800	429,100	600	-17,100	-3.832
111	447,000	800	429,700	500	-17,300	-3.870
112	447,800	800	430,200	500	-17,600	-3.930
113	448,600	800	430,700	600	-17,900	-3.990
114	449,400	800	431,300	600	-18,100	-4.028
115	450,200	800	431,900	500	-18,300	-4.065
116	451,000	800	432,400	500	-18,600	-4.124
117	451,800		432,900		-18,900	-4.183
再任用	320,200		313,900		-6,300	-1.968

S28.4.1 以前生まれの再任用職員 5級：314,600円 308,400円（6,200円）

給与制度の総合的見直し等について（メモ）

H27.11.4

1 給与制度の総合的見直し

平成 26 年度の人事院勧告を受け、国においても実施された給与制度の総合的見直しについて、次のとおり実施する。

(1) 給料表の改定

行政職給料表を別紙のとおり改定する。

(2) 生活補給金基準額の改定

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	改定前	改定後	改定額
30 歳	215,700 円	213,700 円	2,000 円
31 歳	222,500 円	219,600 円	2,900 円
32 歳	229,600 円	225,800 円	3,800 円
33 歳	236,500 円	232,100 円	4,400 円
34 歳	243,500 円	238,800 円	4,700 円
35 歳	250,500 円	245,800 円	4,700 円
36 歳	257,100 円	252,200 円	4,900 円
37 歳	263,800 円	258,800 円	5,000 円
38 歳	270,200 円	265,100 円	5,100 円
39 歳	276,000 円	270,700 円	5,300 円
40 歳以上 55 歳未満	281,200 円	275,800 円	5,400 円

(3) 課長補佐に対する給料月額 1.5%削減措置の廃止

55 歳以上でかつ行政職給料表 5 級の職員に対して実施している給料月額の 1.5%の削減措置を廃止する。

2 退職手当の調整額の改定

給与制度の総合的見直しの実施に伴い、退職手当の調整額について、次のとおり改定する。

(1) 在職 1 月あたりの調整額

在職 1 月あたりの調整額について、次のとおり改定する。

職務の級	改定前	改定後	改定額
3 級	16,700 円	21,700 円	5,000 円
4 級	25,000 円	32,500 円	7,500 円
5 級	33,350 円	43,350 円	10,000 円

(2) 勤続期間 24 年以下の 3 級区分の取扱い

3 級区分について、勤続期間 24 年以下の退職者に対しては調整額を支給しないと
している取扱いを廃止する。(改定後は調整額の支給対象とする。)

3 給与構造改革に伴う経過措置(現給保障措置)の廃止

平成 19 年度の給与構造改革実施に伴う経過措置(現給保障措置)について、平成 28
年 3 月 31 日を以って廃止する。

4 適用日

平成 28 年 4 月 1 日

5 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 27 年 12 月 22 日(火)までにされたい。

以 上
(給与課)

別紙省略

妥結事項

11月4日、11日、12月22日の3回にわたる交渉の結果を受け、12月28日に次の項目について妥結に至った。

1 平成27年度給与改定 [平成27年4月1日適用]

(1) 給料表の改定

行政職給料表及び任期付職給料表について、平成27年12月22日付けメモのとおり改定する。

(2) 生活補給金基準額の改定

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	改定額
30歳	215,700円	217,600円	1,900円
31歳	222,500円	224,100円	1,600円
32歳	229,600円	231,000円	1,400円
33歳	236,500円	237,700円	1,200円
34歳	243,500円	244,600円	1,100円
35歳	250,500円	251,600円	1,100円
36歳	257,100円	258,200円	1,100円
37歳	263,800円	264,900円	1,100円
38歳	270,200円	271,200円	1,000円
39歳	276,000円	277,000円	1,000円
40歳以上55歳未満	281,200円	282,200円	1,000円

(3) 勤勉手当の改定

平成27年12月期の勤勉手当の支給月数について、次のとおり改定する。

ア 定年前職員

現行	改定後	増減
0.75月	0.85月	+0.1月

イ 再任用職員

区分	現行	改定後	増減
フルタイム	0.350月	0.400月	+0.05月
短時間勤務 (S28.4.1以前生まれ)	0.085月	0.135月	+0.05月
短時間勤務 (S28.4.2以後生まれ)	0.350月	0.400月	+0.05月

2 給与制度の総合的見直し等について [平成 28 年 4 月 1 日適用]

(1) 給与制度の総合的見直し

ア 給料表の改定

行政職給料表を平成 27 年 12 月 22 日付け修正メモのとおり改定する。

なお、給料表の改定により、平成 28 年 4 月 1 日以降の給料月額が平成 28 年 3 月 31 日時点で受けていた給料の月額に達しない職員（減給処分等による場合を除く）については、平成 30 年 3 月 31 日までの間、その差額に相当する額を支給する。また、その間の地域手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当の算定にあたっては、当該差額相当額を含めた給料の月額を基礎とする。

イ 生活補給金基準額の改定

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	改定前	改定後	改定額
30 歳	217,600 円	215,600 円	2,000 円
31 歳	224,100 円	221,300 円	2,800 円
32 歳	231,000 円	227,200 円	3,800 円
33 歳	237,700 円	233,300 円	4,400 円
34 歳	244,600 円	239,900 円	4,700 円
35 歳	251,600 円	246,800 円	4,800 円
36 歳	258,200 円	253,300 円	4,900 円
37 歳	264,900 円	259,900 円	5,000 円
38 歳	271,200 円	266,100 円	5,100 円
39 歳	277,000 円	271,700 円	5,300 円
40 歳以上 55 歳未満	282,200 円	276,800 円	5,400 円

ウ 課長補佐に対する給料月額 1.5%削減措置の廃止

55 歳以上でかつ行政職給料表 5 級の職員に対して実施している給料月額の 1.5%の削減措置を廃止する。

(2) 退職手当の調整額の改定

給与制度の総合的見直しの実施に伴い、退職手当の調整額について、次のとおり改定する。

ア 在職 1 月あたりの調整額

在職 1 月あたりの調整額について、次のとおり改定する。

職務の級	改定前	改定後	改定額
3 級	16,700 円	21,700 円	5,000 円
4 級	25,000 円	32,500 円	7,500 円
5 級	33,350 円	43,350 円	10,000 円

イ 勤続期間 24 年以下の 3 級区分の取扱い

3 級区分について、勤続期間 24 年以下の退職者に対しては調整額を支給しないとしている取扱いを廃止する。（改定後は調整額の支給対象とする。）

(3) 給与構造改革に伴う経過措置（現給保障措置）の廃止

平成 19 年度の給与構造改革実施に伴う経過措置（現給保障措置）について、平成 28 年 3 月 31 日を以って廃止する。

3 平成 28 年度の臨時的任用職員の賃金日額

単位：円

職種	区分	現行		改定後		引上額
			うち加算額		うち加算額	
事務職	高校卒以上又は 18 歳以上 （高校在学中の者を除く）	7,740	0	7,840	0	100
	その他	6,990	0	7,090	0	100
現業職	環境事業担当（ 1 ）の作業員					
	場内整備及び計量業務	9,620	0	9,720	0	100
	上記以外の業務	11,560	1,940	11,660	1,940	100
	その他作業員	8,760	0	8,790	0	30
	調理師	8,400	0	8,430	0	30
	業務員及び用務員	8,300	0	8,330	0	30
	調理補助（半日勤務）	4,310	0	4,330	0	20
医療職	保健師	13,940	2,500	13,940	2,400	0
	看護師	10,210	0	10,310	0	100
	栄養士	9,930	0	9,970	0	40
保育士	有資格者	9,630	0	9,730	0	100
	その他	8,570	0	8,670	0	100
	パート保育士（時間単価） （ 2 ）	1,420	0	1,430	0	10
技術職	土木、建築、機械、造園、 環境・衛生（無資格）	9,120	0	9,150	0	30

（ 1 ）資源循環課、業務課及びクリーンセンター

（ 2 ）3 時間未満勤務の者